

令和3年度 上武大学 大学院 経営管理研究科 シラバス

講義番号	授業科目名	法人税法特論A		担当教員	佐々木 一義				
	英語授業科目名	theory of corporate income tax		単 位	2	学 期	前期		
対象年次	1・2年次	クラス指定	なし	他との関連					
履修条件	なし								
テーマ・副題									
授業の教育目的・目標	法人税法に関する基礎理論及び国際課税を修得させる。								
授業の理解度の到達目標	論文作成に資する法人税法に関わる諸問題を判例・学説を通じて習得する。								
授業キーワード									
授業の内容	法人税法の基本的な構造・歴史等について、学術的観点から分かりやすく講義する。								
授業の方法	テキストに沿っての講義及び発表。受講する学生が順番に発表する方法をとる。教師と学生間及び学生間でインターラクティブに授業を進める。								
授業展開	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 1.現代国家の課税権 2.現代租税国家における法の支配 3.実質的租税法律主義 4.形式的租税法律主義その1 5.形式的租税法律主義その2 6.租税手続法（納税者の権利救済手続） 7.低額譲渡と法人税法 22 条 2 項 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 8.法人税法 22 条 2 項にいう「取引」の意義 9.法人税法 22 条 3 項 1 号の売上原価と費用見積 10.貸倒れの意義—興銀事件 11.公正処理基準 12.確定決算主義 13.事前確定届出給与 14.期末レポート説明 15.まとめと演習 </td> </tr> </table>							1.現代国家の課税権 2.現代租税国家における法の支配 3.実質的租税法律主義 4.形式的租税法律主義その1 5.形式的租税法律主義その2 6.租税手続法（納税者の権利救済手続） 7.低額譲渡と法人税法 22 条 2 項	8.法人税法 22 条 2 項にいう「取引」の意義 9.法人税法 22 条 3 項 1 号の売上原価と費用見積 10.貸倒れの意義—興銀事件 11.公正処理基準 12.確定決算主義 13.事前確定届出給与 14.期末レポート説明 15.まとめと演習
1.現代国家の課税権 2.現代租税国家における法の支配 3.実質的租税法律主義 4.形式的租税法律主義その1 5.形式的租税法律主義その2 6.租税手続法（納税者の権利救済手続） 7.低額譲渡と法人税法 22 条 2 項	8.法人税法 22 条 2 項にいう「取引」の意義 9.法人税法 22 条 3 項 1 号の売上原価と費用見積 10.貸倒れの意義—興銀事件 11.公正処理基準 12.確定決算主義 13.事前確定届出給与 14.期末レポート説明 15.まとめと演習								
成績評価方法	課題の発表内容（60%）および授業への取り組み姿勢（40%）を評価要素とする。								
成績評価基準	総合点が 80 点以上を A、79～70 点を B、69 ～60 点を C、59 点以下を D とする。								
テキスト	①谷口勢津夫著「税法基本講義（最新版）」 ②租税判例百選「第6版」ジュリストNo.228 ③金子宏『租税法（最新版）』（弘文堂）								
参考図書	適宜紹介する。								
準備学習に必要な時間、又はそれに準じる程度の具体的な学習内容	租税判例百選のうち次回授業で該当する判例は最低 2 度繰り返し読むこと。事例の発表に該当しない学生も最低 1 つは質問することが望ましい。								
学生へのメッセージ	法人税・法人事業税・法人住民税とで税収に占める割合は 21.5%と極めて財政にとって重要な税である。明治 32 年に法人所得税が導入され、経済発展とともに所得課税の拡大が図られ、現在に至っている。法人税を学ぶことで、戦後経済史がわかり、クロスボーダーの時代に入ると外国の法人税の税率と如何に平仄を合わせることに政府が如何に腐心したかもわかる講座にしたい。								
オフィスアワー									
連絡先	電話番号	(内線：)		メールアドレス					
人数制限	なし								